

法人市民税
第20号の3様式 記載例

所在地 秋田市山王1丁目1-1 (電話 018-888-5475)		事業種目 〇〇業	法人番号 1234567891234
前期末現在の資本金の額又は出資金の額 50000000		前期末現在の資本金及び資本準備金の額の合算額 50000000	前期末現在の資本金等の額 50000000
令和4年1月1日から令和4年12月31日までの事業年度分のの市民税の予定申告書			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑩の金額) 71200		①	
予定申告税額 ①×(前事業年度又は前連結事業年度の月数) 35600		②	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 00		③	
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③ 35600		④	
均等割額 60,000 円 × ⑤ / 12	算定期間中において事務所等を有していた月数 6 月	⑤	
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥ 65600		⑥	
⑦		⑦	
秋田市内に所在する事務所、事業所又は寮等		秋田市内の均等割税率適用区分に用いる従業員数	
名称 秋田支店	事務所、事業所又は寮等の所在地 秋田市山王1丁目1-1 101号	2	
秋田営業所	秋田市山王1丁目1-1 102号	5	
合計		7	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等 848000	⑨	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 71232	⑩	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで
法人税割額 71200	⑪	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	00
市民税の特定寄附金税額控除額	⑫	指定都市に申告する場合の⑩の計算	00
税額控除超過相当額の加算額	⑬	00	00
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税相当額の控除額	⑭	00	00
外国の法人税等の額の控除額	⑮	00	00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑯	00	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑰	00	00
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰	⑱	00	00
このうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑲	00	00
法人税割額 ⑱-⑲	⑳	00	00
関与税理士署名	(電話)		

【この申告書の用途】
前事業年度または前連結事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
※法人税における所得控除等で中間申告義務がない場合は、申告納付不要です。

秋田市の管理番号(申告案内文右上の、4または9から始まる8桁の番号)を記載してください。

13桁の法人番号を記載してください。

前事業年度末日現在の資本金の額又は出資金の額、資本金の額及び資本準備金の額、資本金等の額を記載してください。

法人所在地、電話番号、事業年度、申告区分等を記載してください。本店が秋田市外に所在する場合は、本店所在地も併記してください。

税額は、百円未満を切り捨ててください。

前事業年度の法人税割額を記載してください。
※原則として、対象法人様にお送りしている予定申告案内文の「1 税額について」で掲載している金額です。

前事業年度の月数が12月であれば、①の金額の半分の額が入ります。

算定期間中に事務所等を有していた月数です。
※存在月数が1か月に満たない場合は1か月とします。1か月以上の場合は、1か月に満たない端数を切り捨てます。

前事業年度末における資本金および従業員数に基づいた、以下の均等割税率(年額)を記載してください。

資本金等の額	秋田市内の事務所等従業員数の合計	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	360万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	210万円
10億円を超える法人	50人以下	49万2千円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	48万円
	50人以下	19万2千円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	18万円
	50人以下	15万6千円
1千万円以下である法人	50人超	14万4千円
	50人以下	6万円

※法人県民税の税率と混同しないようご注意ください。

従業員数を必ず記載してください。複数の支店がある場合は、各支店名称および支店ごとの人数も記載してください。

前事業年度または前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。

第二十号の3様式
提出用